

# 中野区立広町みらい公園臨時的占用利用のご案内

当公園において、占用利用を希望される方は、下記をご確認の上、お申し込みください。

## 1. 占用利用について

(1)～(4)のいずれかに当てはまるものを許可し、禁止事項のいずれかに当てはまるものは、許可しない。

ただし、行政運営上の必要により、指定管理者/区長が認めるものは、この限りでない。

- (1) 中野区立広町みらい公園の魅力と公園利用者の利便性を高め、公園満足度の向上に資するもの
- (2) 「中野区ブランドの発信」「区内産業・観光振興に資する連携」「民間メディアの情報発信力による中野区の知名度向上とイメージアップ」など、中野区にとって付帯効果が期待できるもの
- (3) 啓発活動等の公的イベントである
- (4) 教育、福祉、文化、芸術、芸能又はスポーツに関するもの

## 《禁止事項》

- 主催者及びその代表者が不明確である団体、或いは規約、会則等の定めが無い団体等が行う事業
- 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律 2 条に規定する団体及びその関係者が行う事業
- 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当する事業
- 「広町みらい公園 利用ルール」に反する行為
- 園路に大きな負荷を与える可能性がある道具類の持ち込み（園路耐荷重量 2 t まで）
- 専ら酒類の販売を目的とする占用利用、また調理を伴う煙の対策が十分でない利用。
- 音楽ステージ等による著しい音の発生がある利用。
- 占用利用に関わる呼び込み等の拡声器の利用。

## 2. 利用期間・方法・申請

- (1) 利用可能期間は設営及び撤去期間を含めて、原則として 1 占用利用あたり 1 日間とする。
- (2) 利用を希望する者（以下「利用者」という）は、あらかじめ広町みらい公園（以下、「公園」という）と企画内容等について協議し、公園臨時的占用許可申請書とともに、事業計画案を提出する。  
公園は提出された占用許可申請書、事業計画案を審査した結果にて占用許可を利用者に通知する。  
※審査には 2 週間程度必要な場合も想定される為、利用者は希望する占用利用日の 2 週間前に占用許可申請書、事業計画案を公園に提出する。

(3) 占用単位は 1 日

(4) 占用利用できる時間

平日 午前 9 : 0 0 ～ 午後 7 : 0 0 まで。

日・祝日・振替休日の占用は、一般利用者や近隣住民等に配慮し、原則として許可していません。

（ケータリングは除く）

占用利用時間には占用利用に伴う作業時間（設営、撤去、準備及び片付け等）も含まれます。

## 3. 公園占用料及び管理協力金

- (1) 占用する面積に対し、占用料を徴収する。
- (2) 占用利用料金 ◆屋外施設 4 5 円 / m<sup>2</sup> 日
- (3) 営利販売・参加費を伴う占用利用をする場合、占用利用料に加え、公園施設の維持管理協力金として、営利販売金・参加料の各 1 0 % を徴収いたします。
- (4) 変更キャンセル

雨天等により順延が予想される場合は事前に予備日を申請できます。（1 占用利用 2 回のみ）

変更キャンセルの場合、事前に事務所窓口にご連絡ください。※事務所窓口での手続きが必要となります。

#### 4. 設営・撤去

- (1) 公園利用者が水飲み場、ベンチ、便所等の公園施設を利用することを妨げないこと。
- (2) 公園設備以外で撮影利用に必要な資機材、業者、警備員等は利用者の責任において確保するものとし、それに伴い発生する経費についても利用者が負担すること。
- (3) 公園設備等への糊付けや貼り紙、釘打ち、粘着性の強いテープ類の使用など原状回復を困難にする行為を行わないこと。
- (4) 占用利用に伴う公園内への乗り入れ車両については、原則不可とする(搬入荷下ろし等について公園と協議する)
- (5) 全ての設営物は、公園利用者の通行路を 1.5m 以上確保することを条件とする。
- (6) 占用利用箇所以外であっても占用利用に伴う汚損と認められたものは、占用部分と同等の清掃を行うこと。

#### 5. 安全対策

- (1) 占用利用に伴う車両の往来や多くの来場者が見込まれる場合は、安全な誘導、路上駐車防止、自転車対策等について、公園及び警察署と事前に協議し、十分な対策を講じる。
- (2) 火気を取り扱う場合は公園及び消防署と協議する。
- (3) 来場者等への安全確保のため、会場内の資機材、配線コード等に転倒防止措置を行うこと。
- (4) 取り扱いに注意を要する物を利用する場合は、公園と協議する。
- (5) その他必要な安全対策事項については、利用者側の責任において措置を講じること。

#### 6. 広報・周知

- (1) 広報については、占用利用の承認を受けた後から行えるものとする。複数の占用利用を連名にて広報する場合は、全占用利用が承認を受けた場合のみ行えるものとする。
- (2) 広報する資料等の内容は、公園と協議を行うこと。なお、設営時、開催中及び撤去時のお問い合わせ先の担当者名及び連絡先を記載すること。

#### 7. 利用者の責任

- (1) 占用利用に関する責任は利用者が負うものとし、公園は責任及び負担を負わない。
- (2) 公園に対して第三者から占用利用に伴う損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、公園は責任及び負担を負わない。
- (3) 利用者は、占用利用の実施によって公園又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。
- (4) (1)から(3)までに該当する事態、事故、怪我等が発生した場合は、直ちに公園に連絡すること。